⑷　仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑯の資格を全て有する者であること。１者で下記①から⑯のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

①　「物件調書作成業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引士（宅地建物取引業法第18条）の資格者を有する者であること。

②　「地下埋設物調査業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」又は「地質調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

③　「土壌汚染調査業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

④　「ライフライン調査業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」又は「地質調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑤　「アスベスト調査業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、建築物石綿含有建材調査者あるいはアスベスト診断士（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）の資格者を有する者であること。

⑥　「測量業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「測量」又は「土地家屋調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑦　「ＰＣＢ調査業務」を行う者は、令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑧　「巡回業務」を行う者は、令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「草刈・保守業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑩　「柵設置業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑪　「看板作成設置等業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑫　「樹木伐採業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑬　「投棄物等撤去業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑭　「巣撤去等業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑮　「流出土砂撤去等業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑯　「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑸　各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑹　税の滞納がないこと。

⑺　申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前１年以内に監督処分を受けていない者であること。

⑻　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑼　入札説明会（随時説明を含む）において、未利用国有地管理等業務の概要等の説明を受けた者であること。

⑽　入札参加グループでの入札について

①　単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち１者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、未利用国有地管理等業務の実施に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

②　代表者は、上記⑴から⑶及び⑸から⑼までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記⑴から⑶及び⑸から⑻までの要件を満たすこと。

なお、上記⑷については、「入札参加グループとして、すべてを満たすこと」で可とするが、代表者及びグループ構成者は、それぞれ、少なくとも１以上の「入札参加資格」を有していること。